

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山義隆

専 決 処 分 書

交通事故に関する損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項により、次のとおり専決処分する。

1 事 故 名	登野城地区一般農道における車両タイヤ破損事故
2 当 事 者	損害賠償請求者 [REDACTED] [REDACTED]
3 事故発生年月日	令和 5 年 1 月 27 日
4 事故発生場所	石垣市字大川 1396 番地 4 地先
5 損 害 賠 償 額	9,950 円
6 和 解 内 容	別紙のとおり

令和 6 年 1 月 26 日

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

交通事故の損害賠償請求について、損害賠償額を定めるため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

【別紙】

専決処分の概要

1 事故名：農道における車両タイヤ破損事故

2 当事者：甲 石垣市

乙



3 事故発生年月日：令和5年11月27日

4 事故発生場所：石垣市字大川 1396番地4地先（登野城地区一般農道）

5 事故内容

乙運転の普通乗用車が現場走行中、走行車線道路中央部の陥没箇所に気づかず走行し、車両前方左側タイヤを損傷させた。

6 専決処分する内容

甲に支払い義務が発生している乙への損害賠償額を9,950円と定める。損害賠償金は損保ジャパン株式会社（道路損害賠償責任保険）より支払われる。